

部活動指導員 活動内容説明書

1 活動内容	<p>高知市立学校が進める学校業務改善に寄与することを目的として、教員が担う部活動業務の支援を行うため、部活動指導員は活動します。</p> <p>(主な活動内容)</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 実技指導 (2) 学校外での大会、練習試合等の活動への引率 (3) 安全及び障害予防に関する知識及び技能の指導 (4) 用具の点検及び管理 (5) 部活動会計の管理運営 (6) 保護者等への連絡 (7) 指導計画の作成 (8) 生徒に係る対応 (9) 事故が発生した場合の現場対応 (10) その他部活動に関して学校長が指示する事項
2 任用期間	任用の日～任用された年度末までの期間内
3 活動場所	高知市立中・義務教育学校
4 活動条件 (活動日数及び活動時間)	<ol style="list-style-type: none"> (1) 活動時間数 年 296 時間以内 (2) 高知市運動部活動ガイドラインの遵守 <ol style="list-style-type: none"> ① 活動時間については、各学校の部活動時間とその準備において、所属長との協議により決定するものとする。 ② 1日2時間を原則とするが、大会引率または対外試合、合宿等の場合は時間を延長することも可能とする。 ③ 大会引率等1日2時間を超える活動を行う場合は、8時間を上限とする。
5 給与等	<ol style="list-style-type: none"> (1) 報酬 1時間当たり 1,600 円 (2) 支給日 原則として翌月 16 日 (3) 支給期間 前月分 (4) 支給に当たっては、所得税を控除します。
6 社会保険等	<ol style="list-style-type: none"> (1) 社会保険の適用はありません。 (2) 交通費は高知市の規定により支給されます。
7 留意事項	<p>学校で活動するに当たっての留意事項</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 部活動指導員は会計年度任用職員となります。保護者・地域住民また市民からは、正規の職員と同様に学校で勤務する者として見なされるため、活動態度はもちろんのこと、信用失墜行為、活動時間の厳守、服務規律等について、市民の疑惑を招くことがないようにご留意ください。 (2) 学校は教育の場であり、児童生徒との対応に当たっては、人権尊重の視点を持ち、個々の成長を第一に考えた言動に努めてください。 (3) 通勤をはじめ、交通法規を遵守し、安全運転に努めてください。 (4) 児童生徒に関することや、学校における情報については、個人情報保護からも守秘義務にあたりますので厳守ください。
8 その他	<ol style="list-style-type: none"> (1) 必要に応じて各種証明書等を発行しますが、発行の申請は、在職中・辞職後にかかわらず必ず所属校の事務担当者を通じて行ってください。 (2) 任用期間満了前に辞職する場合は、辞職届(様式は任意)を所属長に提出してください。 (3) 配置期間中、2回の研修業務(報償の支払い有り)に参加いただきます。